

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月31日

平取町長 川上



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

川向地区、紫雲古津地区、去場地区、荷菜地区、本町地区、小平・垂別地区、二風谷地区、荷負地区、貫気別地区、芽生地区、長知内地区、幌毛志地区、振内地区、岩知志地区、豊糠地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月30日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況 経営対数

- (1) 川向地区（個人経営体 1経営体、法人経営体 5経営体）
- (2) 紫雲古津地区（個人経営体 27経営体、法人経営体 0経営体）
- (3) 去場地区（個人経営体 22経営体、法人経営体 1経営体）
- (4) 荷菜地区（個人経営体 28経営体、法人経営体 2経営体）
- (5) 本町地区（個人経営体 4経営体、法人経営体 3経営体）
- (6) 小平・垂別地区（個人経営体 4経営体、法人経営体 0経営体）
- (7) 二風谷地区（個人経営体 2経営体、法人経営体 3経営体）
- (8) 荷負地区（個人経営体 6経営体、法人経営体 1経営体）
- (9) 貫気別地区（個人経営体 30経営体、法人経営体 0経営体）
- (10) 旭地区（個人経営体 13経営体、法人経営体 2経営体）
- (11) 芽生地区（個人経営体 8経営体、法人経営体 0経営体）
- (12) 長知内地区（個人経営体 8経営体、法人経営体 0経営体）
- (13) 幌毛志地区（個人経営体 7経営体、法人経営体 0経営体）
- (14) 振内地区（個人経営体 23経営体、法人経営体 0経営体）
- (15) 岩知志地区（個人経営体 15経営体、法人経営体 2経営体）
- (16) 豊糠地区（個人経営体 1経営体、法人経営体 0経営体）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない地域もある。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手となる農業者の意向の把握に努め、農業委員会と調整のうえ、農地中間管理機構の活用を引き続き検討する。

6. 地域農業の将来のあり方

地域の中心となる経営体が離農者や規模縮小する農家から農地を借受けたりすることで、規模拡大を目指す。

農地の出し手となる農業者の意向の把握に努めるとともに、農地中間管理機構の活用を検討し、担い手へ農地の集積・集約化を図る。

地域の担い手を確保するため、新規就農については、農家研修と実践農場における実践研修で技術を習得し、将来の担い手として育成する。